

保険調剤ニュース	No.32	長野県薬剤師会発行
		平成23年3月16日

下記1~3について、日本薬剤師会より連絡がありましたのでお知らせいたします。  
 なお、本件を含め関連情報については日薬ホームページ及び本会ホームページに掲載しており随時更新しております。

## 1. 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて

事務連絡  
 平成23年3月15日

地方厚生(支)局医療課  
 都道府県民生主管部(局)  
 国民健康保険主管課(部)  
 都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
 後期高齢者医療主管課(部)

} 御中

厚生労働省保険局医療課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る  
 一部負担金等の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害発生に関し、一部負担金、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額及び訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、関係団体に周知を図るようよろしくお願いしたい。

### 記

1に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療費担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第5条及び第5条の2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第4条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)第5条及び第5条の2並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第13条の規定により一部負担金等の支払いを受けることを、2に掲げる期間猶予することができるものとする。

#### 1 対象者の要件

(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村のうち、

- ① 岩手県全34市町村、宮城県全35市町村、福島県福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬

郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡栢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯館村、青森県八戸市、上北郡おいらせ町、茨城県水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、栃木県宇都宮市、千葉県旭市、香取市、山武市又は山武郡九十九里町(平成23年3月14日17時30分現在、追加して適用があれば当該適用市町村を含むものとする。)

- ② 長野県下水内郡栄村、新潟県十日町市、上越市又は中魚沼郡津南町(平成23年3月12日17時00分現在、追加して適用があれば当該適用市町村を含むものとする。)
- に住所を有する健康保険法(大正11年法律第70号)及び船員保険法(昭和14年法律第73号)の被保険者及び被扶養者、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の被保険者並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の被保険者であること。

(2) 東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

## 2 取扱いの期間

当面、5月までの診療分、調剤分及び訪問看護分について、5月末日まで支払を猶予する取扱いとする。

## 3 医療機関における確認等

(1) 1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、

- ① 健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)

を診療録に記録しておくこと。

(2) 本事務連絡に基づき猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

また、保険医療機関等が猶予した一部負担金等については、各保険者において減免・猶予等いただくよう保険局より依頼する予定である。

## 2. 平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に伴う保険診療関係等の取扱いについて

本通知は、地震の被災に伴う保険診療・保険調剤の取扱いが示されたものです。

保険薬局等の建物が全半壊した場合のほか、保険調剤については、被災地の保険薬局において処方せん(通常の処方せん様式によらない、医師の指示を記した文書等を含む)を受付けた場合、患者が処方せんを持参せずに調剤を求めてきた場合、救護所、避難所救護センター等で処方せんの交付を受けたと認められる場合 - の取扱いが示されています。

事務連絡  
平成 23 年 3 月 15 日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課  
厚生労働省老健局老人保健課

### 平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う 保険診療関係等の取扱いについて

平成 23 年 3 月 11 日の平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び同月 12 日の長野県北部の地震による被災に伴う保険診療関係等の取扱いについては、当面、下記のとおり取り扱うこととしたいので、関係団体への周知を図るようお願いしたい。

また、被災のため、被保険者証等を家に残してきたまま避難している等の理由により、保険医療機関等に提示できない場合、受診できる取扱いとしていることについては、別紙のとおり連絡しているところであるので、併せて周知願いたい。

#### 記

##### 1. 保険医療機関等の建物が全半壊した場合の取扱い

保険医療機関である医療機関又は保険薬局である薬局の建物が全半壊等し、これに代替する仮設の建物等（以下「仮設医療機関等」という。）において診療又は調剤等を行う場合、当該仮設医療機関等と全半壊等した保険医療機関等との間に、場所的近接性及び診療体制等から保険医療機関等としての継続性が認められる場合については、当該診療等を保険診療又は保険調剤として取り扱って差し支えないこと。

##### 2. 保険調剤の取扱い

(1) 被災地の保険薬局において、次に掲げる処方せん（通常の処方せん様式によらない、医師の指示を記した文書等を含む）を受け付けた場合においては、それぞれに掲げる事項を確認した上で、保険調剤として取り扱って差し

支えないこと。

- ① 保険者番号、被保険者証・被保険者手帳の記号・番号の記載がない場合  
被災により、被保険者証、健康手帳等を保険医療機関に提示できなかった  
場合であること。この場合、保険薬局において、加入の保険及び被用者保険  
の被保険者等にあつては事業所名、国民健康保険の被保険者及び後期高齢者  
医療制度の被保険者にあつては住所を確認するとともに、調剤録に記載して  
おくこと。
- ② 保険医療機関の記載がない場合  
処方せんの交付を受けた場所を患者に確認すること。  
なお、処方せんの交付を受けた場所が、救護所、避難所救護センターその  
他保険医療機関以外の場所であることが明らかな場合は、保険調剤として取  
り扱えないものであること。（(3) 参照）

(2) 患者が処方せんを持参せずに調剤を求めてきた場合については、事後的  
に処方せんが発行されることを条件として、以下の要件のいずれにも該当す  
る場合には、保険調剤として取り扱って差し支えない。

ア 交通の遮断、近隣の医療機関の診療状況等客観的にやむをえない理由に  
より、医師の診療を受けることができないものと認められること。

イ 主治医（主治医と連絡が取れない場合には他の医師）との電話やメモ等  
により医師からの処方内容が確認できること。

また、医療機関との連絡が取れないときには、服薬中の薬剤を滅失等した  
被災者であつて、処方内容が安定した慢性疾患に係るものであることが、薬  
歴、お薬手帳、包装等により明らかな場合には、認めることとするが、事後  
的に医師に処方内容を確認するものとする。

(3) 災害救助法に基づく医療の一環として、救護所、避難所救護センター等  
で処方せんの交付を受けたと認められる場合には、当該調剤に係る報酬は  
救護所の設置主体である区市町に請求するものであること。

ただし、災害救助法が適用されている期間内において処方せんが交付さ  
れ、調剤されたものであること。

### 3 . 平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の取扱いについて

本件は、被災者の公費負担医療の取扱いに関するものです。各制度の詳細については、  
日薬ホームページにてご確認をお願いいたします。

日薬業発第 3 5 5 号

平成 2 3 年 3 月 1 6 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会

会長 児玉 孝

東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の取扱いについて

標記につきまして、厚生労働省健康局総務課ほかより別添のとおり連絡があり  
ましたのでお知らせいたします。

本件は、平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の取り  
扱いに関するものです。

公費負担医療の各制度について、当面は被爆者健康手帳や患者票等がなくても、  
①各制度の対象者であることの申し出、②氏名、③生年月日、④住所等一を確認  
することで受診でき、また、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診  
できることとされております。

つきましては、貴会会員にご周知させていただきますようお願い申し上げます。